

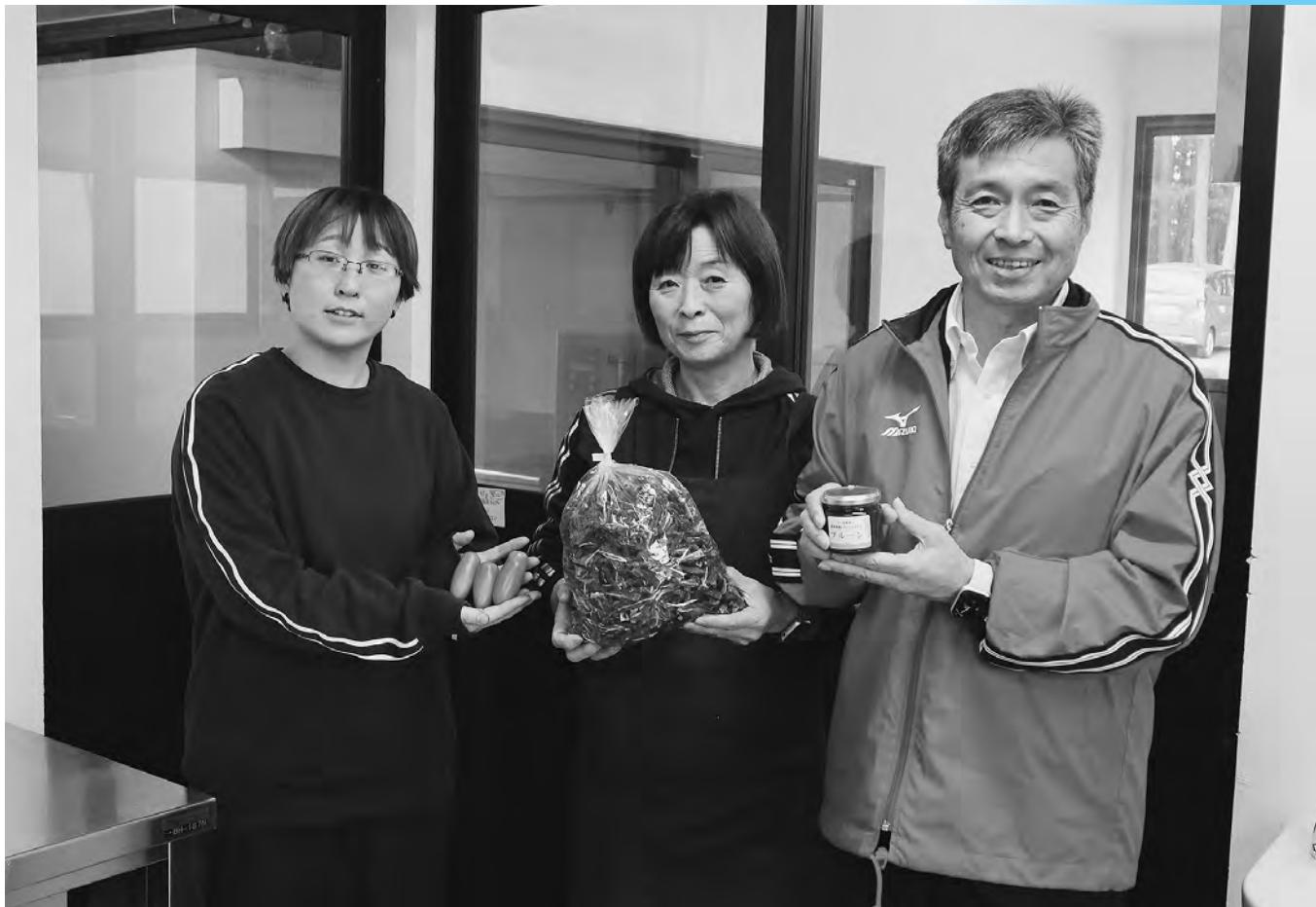
長野県

担当手情報

第41号

(令和6年2月)

農業再生協議会 担い手・農地だより



有限会社八ヶ岳農産代表取締役 宮坂直治さんと妻、従業員の皆さん
(向かって右側から代表取締役の宮坂直治さん、妻の千春さん、従業員の大久保さん)

“ミニトマトの多品種生産、農産物の加工・販売を行うとともに、山梨で直売所の運営を手掛け、農業委員として遊休農地対策に貢献”

(有)「八ヶ岳農産」代表取締役 宮坂直治さん 茅野市

茅野市出身で、食品の総合会社勤務を経て40歳で新規就農。最大時で400種類のミニトマト栽培に取り組み、加工・販売や農産物直売所の管理運営を手掛ける(有)八ヶ岳農産を設立。

認定農業者、長野県農業経営士、野菜ソムリエでもあり、地域の中核農家として活躍するとともに、農業委員として、遊休農地対策に積極的に取り組み、地域農業の発展に貢献されている。

Index

- 認定農業者 「(有)八ヶ岳農産の代表 宮坂直治さん
 - 県・地域の動き 「経営継承セミナーの開催」ほか
 - 農業経営セミナー 「農業経営におけるキヤツシユフロー計算とは
 - 視点 「農政をめぐる情勢と話題」
 - 支援の窓 「地域計画の策定に参画を」

認定農業者 宮坂 直治 氏

ミニトマトの品種数全国一を武器に市場を開拓、長野・山梨で広域的に農産物の六次産業化を実践し、農業委員としても遊休農地対策等に貢献

諏訪盆地の中央に位置する茅野市でミニトマト栽培をする主体に生産・加工・販売を行うとともに、山梨県内の二つの農産物直売所の運営を行う農産物直売所の運営を行った立した宮坂直治氏を紹介します。

宮坂氏は、地元茅野市だけでなく隣県の山梨県にまたがり広域的に農産物の六次産業化を実践している農業経営者です。

一 農業経営の概況

有限会社「八ヶ岳農産」は農業生産・加工部門は、妻と従業員四名で運営しています。標高一〇〇〇mの高原の夏の冷涼な気候を活かし、多種類のミニトマト四〇a（雨よけ栽培）とスイートコーン一糸、カボチャ五a、大豆一〇aの栽培及び隣県の山梨県内でもミニトマト一〇a（養液栽培）ブドウ一五aの栽培を行っています。また、自家栽培した農産物をジャム、ドライ野菜等に加工し販

売するとともに、山梨県内の二つの農産物直売所の指定管理者として直売所の管理運営を行っています。農産物の加工施設は茅野市内と山梨県北杜市の直売所の一つに併設されており、いずれも同社が管理しています。

二 就農の経過

（精密機械会社、食品会社から新規就農へ）

宮坂さんの祖父はキクの専業農家でしたが、父は精密機械の下請け会社を自ら経営していました。宮坂さんは、二〇歳で地元の大手精密機械会社に就職した後、二三歳で父の会社に再就職しました。しかし、社会情勢が変化する中で、当時、賃金が安価な海外へ拠点を移す傾向が見られた精密機械の分野より、生きるために必須な食品産業の方々が展望があると判断し、三〇歳で食品を扱う総合会社に転職されました。その後、食品の加工販売をする中で、原料と

なる農産物の重要性を感じ、これらを生産する農業に関心を持ち四〇歳で食品会社を退職し就農されました。

三 農業経営の特徴

（ミニトマトの栽培品種数日本一位を目指して）

主体となる品目については、食品会社の勤務時代に繋がりのあつた肥料販売会社の勧めや一〇〇〇mの高標高地の気候特性を活かせ、需要も安定していることからトマトに注目し、就農一年目は、価格が安定し、栽培も食用よりも容易である調理用の中玉トマト一〇aから栽培を開始しました。販売は、当初、元勤務していた食品会社に自分で販売していましたが、数年後更なる販売拡大のために栽培経験が浅い自分が、実需者を中心に持つてもらうことを考えた結果、「ミニトマトの栽培種類で全国一位を目指そう」とのアイデアが浮かび、最高で四〇〇種類のミニトマトを栽培するに至りました。

なお、この多種類のミニトマトを販売面で活かすために、色とりどりのミニトマトを混ぜてその画像をSNSに投稿したり、商談会でもこの鮮やかさをPRしました。

このPRが認められ、特にお客様の見た目を意識した売りになるバイキング方式を行なうホテルでの販売が増加するなど、多種類ミニトマトの戦略は成果を上げました。また、この方式は多種類のミニトマトの種子を集めることによる栽培方法の相違は少く、選果についても多種類のミニトマトを混ぜるだけなので、大きさを揃える必要がない、労力もかからないといいうメリットもありました。しかし、コロナ禍によりホテルではバイキング方式ができるなくなるなど、現在はミニトマトの種類は多種類に重きを置くのではなく、食味・栽培のしやすさ（病害に強い）収量性を考慮し、一〇〇種類の品種に絞って栽培をしています。

（栽培における工夫）

就農したのが四〇歳と遅く、農産加工品の販売経験はあつたものの栽培経験がなかった中で、栽培をどのようにして始めたかをお聞きしたところ、トマト栽培のポイントである土づくりと生長に合わ



多種類のトマトを混ぜて色鮮やかにして、商談会でPR

せた施肥については、以前食品会社に勤務していた時に繋がりのあつた肥料会社からの指導を参考にしたとのことであります。また、キノコ生産農家から大量に排出される、コーンコブ廃培地を堆肥として施用することで生産性向上となつたことが大きかったとおしゃっていました。なお、もう一つのポイントである水管について水を制限することで食味の向上となつているとのことでした。なお、新たな挑戦ということで、山梨県内でトマトの養液栽培の手法の一種であるココバック栽培を始めており、この方法により管理面での容易さと収量向上を実現したことです。

また、数年前から一五坪の圃場でぶどう栽培（ナガノパープル、シャインマスカット）を初めており、食味を更

に向上するため根域制限栽培をしているとのことです。このように、他産業での勤務経験が豊富で、農業に対する固定概念がないことも新しい栽培手法に果敢にトライされている理由だと思います。

加工・販売（六次化）への取組

五年前に隣県の山梨県北杜市で主力品目であるミニトマトを出荷していた二か所の



指定管理者として運営している山梨県内の農産物直売所

地元の茅野市にも自ら生産した農産物の加工販売を行うための加工施設を設置し、ジャム・ドライ製品等を製造しており、ここにも、食品会社勤務時の経験が活かされていることがあります。

四 新たに農業を目指す担い手農業に対する想い

これまで勤務してきた会社と違う農業は、直接消費者の反応がわかり、特に販売した農産物を褒められた時は、喜びが大きくやりがいのある職業であることを改めて感じたことがあります。逆に今後新規参入する者が、農産物を直接自家販売する場合には、他とは明らかに違う特徴があることが重要であるとおっしゃっておられました。まさに、宮坂さんがかつて多種類のミニトマト詰め合わせ、見

たことから、遊休荒廃地対策や地域計画の目標地図の素案策定など、今後は地域貢献にも力を注ぎたいとの思いを述べられました。

これらにも関係する活動では、本年度より諏訪農業農村支援センターや農機具メーカーの支援を受けながら「納豆プロジェクト」を推進されています。内容は地元で納豆大蔵を栽培し、これを原料として、自らが管理する加工施設で納豆を製造し、地元の特産物として販売するというものです。このプロジェクトでは遊休荒廃地となりそうな転作田を積極的に活用する方向であり、一〇年後の農地のあり方を明確にする地域計画においても有意義な活動となるとおっしゃっていました。



納豆プロジェクトの試験ほ場で耕うん同時に畝立て播種機を活用して大豆を播種



納豆プロジェクトで収穫した大豆で製造した「八ヶ岳納豆」

た目の鮮やかさを演出した経験からの提言だと思いました。また、商談会等では、あまり自らの農業産物や加工品に対する思い込みが強過ぎる社の業務として農産物直売所のマネジメントの指導等を行っており、農産物の販売のノウハウがあることを見込んで前指定管理者からの依頼でした。「自分が売りたい」ではなく、買っていた、「お客様の立場に立つ」意識が重要なことでした。

五 今後の展望と活動

一二月二六日には、一〇月に試験圃場で収穫した大豆で納豆を製造し、諏訪農業農村支援センター及び茅野市役所で試食会が行われました。通常の納豆との差別化をするために、あえて大粒の大豆を使い

このような活動が可能になるのも、宮坂さんが納豆を製造する加工施設を管理していることや前の農産物直売所があります。今後も納豆の販路が確保されているが大きいとのことでした。昨年二月二六日には、一〇月に試験圃場で収穫した大豆で納豆を製造し、諏訪農業農村支援センター及び茅野市役所で試食会が行われました。通常の納豆との差別化をするために、あえて大粒の大豆を使いました。その結果、味が濃く一般的な納豆ではない「大豆感」が良くており、試食した職員の反応も上々であったそうです。

ちなみにこの納豆の商品名は原料となる大豆が八ヶ岳山麓地域で栽培されたものであります。今後は「八ヶ岳納豆」として山麓地域で栽培されたものであります。今後は「八ヶ岳納豆」として十分に期待が持てる商品となつたようです。

ちなんにこの納豆の商品名は原料となる大豆が八ヶ岳山麓地域で栽培されたものであります。今後は「八ヶ岳納豆」として十分に期待が持てる商品となつたようです。

地元茅野市は中山間地が多く農地の条件が悪いので、農業委員会に求められている目標地図の素案を作成するのには大変難しいと感じています。また、農業を今後継続する見込みがない農家には人に耕作してもらうことを良しとしない方もいます。このようない状況の中では、まず地域で、前向きな話し合いを行うことが大切との認識でした。地域の話し合いの場には積極的に参加し、農業委員として意見を述べるとともに自らも「納豆プロジェクト」等を推進し、遊休荒廃地対策に取組むことで、農業委員としても地域貢献していきたいと熱い意気込みが伝わってきました。

六 農業委員としての活動

地元茅野市は中山間地が多く農地の条件が悪いので、農業委員会に求められている目標地図の素案を作成するのには大変難しいと感じています。また、農業を今後継続する見込みがない農家には人に耕作してもらうことを良しとしない方もいます。このようない状況の中では、まず地域で、前向きな話し合いを行うことが大切との認識でした。地域の話し合いの場には積極的に参加し、農業委員として意見を述べるとともに自らも「納豆プロジェクト」等を推進し、遊休荒廃地対策に取組むことで、農業委員としても地域貢献していきたいと熱い意気込みが伝わってきました。

県・地域の動き

飯嶋明生氏の経営継承事例紹介

「経営継承 セミナーの開催」

日は経営継承を考えている親子や第三者継承予定の経営体を中心に30名の出席がありました。



「集落営農経営 発展支援研修会」 開催

なりました。今後はテーマ別に内容を深掘りした講習会の開催や相続等、税務に係る研修会を開催する予定です。

(佐久農業農村支援センター)

農業経営にとって、経営継承は大切なテーマです。佐久農業農村支援センターでは、農業経営の継承をめぐる情勢や課題、後継者へ事業を継承するために必要な準備などを、管内の農業経営者を対象に広く周知・紹介するため、令和五年二月三日に経営継承セミナーを開催しましたので、その概要について紹介します。

今回のセミナーは、農業経営者協会・農業士協会の南北佐久支部、農村生活マスター佐久支部及び佐久管内で経営継承を予定している農業者に呼びかけ、当

て講演いただきました。飯島氏の事例については、近々継承を予定しているいは後継者がなくて困っているという出席者などから、より詳しく話を聞くたいとの声も聞かれ、非常に参考になつた様子でした。最後に支援センターから家族経営協定の役割等を説明して、セミナーを終了しました。

今回の経営継承に係るセミナーは支援センターとして初めての企画であり、情勢の紹介や親族間の経営継承及び第三者継承など、テーマが多岐に渡る内容になりました。

担当手・農地部会では一月二七日、WEB方式による「集落営農経営発展支援研修会」を開催し、県内の集落営農組織の役員をはじめ、地域振興局、市町村、JA担当者など120名にご参加されました。最後に支援センターの役員をはじめ、地域振興局、市町村、JA担当者など120名にご参加されました。

始めた時に、県農村振興課千川地域営農係長から集落営農組織の現状と課題について説明があり、収入確保、生産コスト削減、組織として推進するリーダー（後継者）の不在、構成員の高齢化、インボイス制度への対応が課題

として挙げられました。県農業技術課の春日副主任専門技術員からは、肥料・資材高騰による影響と経営改善に向けたカイゼン手法の活用について、具体的な手法や事例についての提言がありました。朝日税理士法人伊那事務所税理士・神谷正紀氏からは令和五年一〇月に施行されたインボイスの対応について詳しい解説をいただきました。また、事例報告として南箕輪村の農事組合法人まつくんファーム 代表理事堀美津男氏から一村一農場の精神で農地を守る集落営農組織の取組について報告をいただき、担い手対策、付加価値販売等の課題があり、これらを支える重要な組織ですが、今後の運営には多くの課題があり、これらの課題の解決策を考える有意義な研修会となりました。

(部会事務局)

「地域計画」に係る
効果的な「協議の
場」の進め方研修
会を開催しました

みんなで共有し、行動していく取組である」とから、「協議の場」での話し合いは大変重要なとなります。

全国農業会議所の相談員で
地方考夢員(R)研究所長の選
畠佳夫氏にお願いしまし
た。

来の「フォーキャスティング（原因追及・課題解決型）」による進め方に加え、新たに「バックキャスティング（未来志向・夢実現型）」が有効であるなど学びました。

な手法習得研修会となりました。
参加者からは、「主催者の最初の一言が、住民参加型の計画づくりの成否につながることを感じた」、「地域計画は策定のプロセスが一番大切」、「研修で学んだことを協議の場で実践したい」など、前向きな意見が出された研修会となりました。

(長野県農業会議)



■令和五年一〇月の研修会の様子
担い手がいない地域で「入り作者」
を呼び込むアイデアの発表



令和六年一月の研修会の様子
一回目の話し合いで出されたアイデアをさらに膨らませ、具体的な取組みを整理（すぐできること、将来やりたいこと）

は、意向把握に基づく将来の農地利用を記載した「目標地図」の素案作成や、地域ごとの話し合い（以降、「協議の場」という。）に参加し、話し合いをリードするなど、新たな役割に取り組んでいます。

本県農業は、多くの地域で、近い将来、高齢化により農業者の数が激減するところが見込まれ、「地域計画」は、その備えとして、自分たちの地域の農業・農地等をどうしたいのか、将来にわたり守りたい農地を誰に耕作してもらうのかなどを、地域の農業者、関係者が話し合い、その方向性を

研修会を、令和五年一〇月（初めて協議の場を開催する場合）と、令和六年一月（一回目の協議の場を開催する場合）の二回にわたり開催しました。

研修会の講師は、全国農業新聞のコラムに「将来図を描く」として「地域計画」の話し合いの重要性などを連載（令和五年九月から計一〇回）し、また、全国の市町村や都道府県で「地域計画」の合意形成に向けた話し合いの手法を学ぶ研修会の講師を務める（一社）

それがあることから、農業委員会関係者から、「どのようすに協議を進めれば良いのか学びたい」との声が多く寄せられたことから、県農業会議では長野県との共催で、効果的な「協議の場」の進めるための手法を学ぶ

欠けた」「主催者と参加者が対立し炎上した」「参加者から意見が出なかつた」などの事例を発表してもらい、その対応策のアドバイスを共有しました。

また、「扱い手がおらず、新たな確保も難しい」地域では、ワークショット方式で話し合うことが有効であること、「地域のありたい姿」の実現に向けては、從

村農政担当課)と参加者(地域の農業者等)が対立関係にならない「協議の場」の雰囲気づくりや、主催者側から参加者への説明の仕方、担い手の確保が難しい地域で新たな担い手を呼び込むためのアイデア等を参加者から引き出す方法などを学びました。

農業経営セミナー

① 営業CF（本業でどれだけお金を作り出しているか）
② 投資CF（将来の成長のためにどんなお金の使い方をしているか）
③ 財務CF（どんなお金の集め方をしているか）

決算後「利益は出ているのに、現金や預金はそれほど増えていない」ということはよくあります。京セラの創業者、稻盛和夫氏はかつて「利益が出ていているのに何故現金がないのか」と悩んだそうです。実は、複式簿記は一定期間の損益計算は正確にできますが、現金の管理は正確にでき

対照表（前期・当期）と損益計算書（当期）です。まず、損益計算書の税引前当期純利益の数字を一番上に記入します。次に貸借対照表の資産・負債・資本の増減を勘定科目毎に計算します。その際、減価償却費や固定資産処分損など現金支出を伴わない金額の調整をします。次にその金額を①営業②投資③財務それぞれの項目にプラス・マイナスで記入します。減価償却費などは経費計上されますが、経営外に支払うお金ではなく、経営内に残るお金なので現金增加と考えてプラス計上しま

キヤツシユフロー計算書は、経営や事業での「現金（キヤツシユ）の流れ」を示す表です（以下CF計算書と記載）。貸借対照表、損益計算書と並んで「財務三表」と呼ばれ、上場企業では作成が義務付けられています。今回はCF計算書の概要と作成方法、活用方法を説明します。

農業経営に重要な キャッシュフロー計算書とは

長野県農政部農業技術課
広域担当普及指導員

根田
裕子

表1 キャッシュフロー計算書の構成と作成方法

項目	結果	利益に加えるか (+)、利益から差し引くか (▲)
販売特許控除前の従業員報酬(税引前当期利益)	P/L	これをスタートで算入する。
減価償却費	P/L	おはねはないので+
固定資産の償却分損益・圧縮損	P/L	固定損・圧縮損：おはねはないので+、 過剰分益：金入でないのに▲
固定資産の増収の増額益(減少額)	B/S	開設：入金されていないので▲、 開設：入金されたので+
棚卸損(原価料)との差加減益(減少額)	B/S	開設：在庫(今期開設)の方が多いので+ 減益：在庫(既存)の方が多いので+
貯蔵品・未払料の増減益(減少額)	B/S	増益：払えてないので+、減益：払えたので▲
法人税等の支払益(法人の場合)	P/L	払ったので▲
③営業活動によるキャッシュフロー(事業収支の総額、数字であることを求められる。)		
投資活動によるキャッシュフロー		
④現金残高減額(+1.+2.+3.)		
⑤期首現金残高	B/S	

表2のA農場のCF計算書を見ると、営業CFは二一〇〇万円と大きくプラス、固定資産の取得と売却をしており、投資CFは一六〇〇万円のマイナスとなっています。財務CFは一〇〇万円のマイナスで、内容は短期借入金の完済、長期借入金の借入と返済です。結果、現金は一〇〇万円増加

（※投資CFのマイナス分が
営業CFの範囲内（フ
リーCFがプラス）
ウ、売上高や利益を増やすた
めの投資ができるいろ
か。）

表2 A 豊場キヤッショフロー計算書

キャッシュフロー計算書(間接法)	
営業活動によるキャッシュフロー	
①税引前当期純利益	3,000
-②減価償却費	1,500
+③売上高の増減額	▲ 1,000
+④棚卸資産の増減額	▲ 1,500
+⑤仕入債務の増減額	1,200
+⑥法人税等の支払額	▲ 1,100
⑦営業活動によるキャッシュフロー((①)～⑥の計)	2,100
投資活動によるキャッシュフロー	
⑧固定資産の取得	▲ 2,900
⑨固定資産の売却	1,300
⑩投資活動によるキャッシュフロー((⑧)～⑨の計)	▲ 1,600
財務活動によるキャッシュフロー	
⑪短期借入金の増加	1,700
⑫短期借入金の返済	▲ 1,700
⑬長期借入金の増加	1,400
⑭長期借入金の返済	▲ 1,500
⑮財務活動によるキャッシュフロー((⑪)～⑯の計)	▲ 100
現金および現金同等物の増加額((⑦)＋⑩)～⑯)	
⑯現金および現金同等物の期首残高	400
現金および現金同等物の期末残高	600
現金および現金同等物の期中残高((⑦)～⑯))	1,000
営業活動で 2,100 のキャッシュを稼ぎ出した	
稼いだキャッシュと資産売却収入を使つて 固定資産に 2,900 投資した(都合 1,600 の固定資産増加)	
借入と返済も手上に回せて、借金は 100 減らせた	
現金も増えやすができた	

詳しく見ると、営業CFで大きく現金を増やしているのは減価償却費と仕入債務（買掛金等）です。仕入債務は返済期間が短いので、返済が可能か確認する必要がありま
す。仮に、今後間もなく買掛金等の支払が必要となつた場合、仕入債務一二〇〇万円に対し現金は一〇〇〇万円しかありません。一方、営業CFで現金を減らしているのは売上債権（売掛金等）、棚卸資産（商品在庫等）です。売掛全

なっています。財務CFは一〇〇万円のマイナスで、内容は短期借入金の完済、長期借入金の借入と返済です。結果、現金は一〇〇〇万円増加しています。指標に当てはめないとフリーCFはプラスで、営業と投資のバランスは問題ありません。

の現金化を早める 在庫品の現金化等の検討が必要と思われます。また、年間一〇〇万円の借入金返済額は妥当か総負債金額から検討が必要です。

算書同様にCF計算書も従来年々の比較をすると経営の動きや問題点が見つけやすくなりますが。例えば売掛金や在庫借入金の変動から、経営が上向いているか、下降しているかを掴むことができます。注意点として、CF計算書は単独で評価せず、貸借対照表と損益計算書の補助資料として用い、他の分析指標と合わせて経営判断の参考としてくだ



農政をめぐる情勢と話題

— 基本法改正で将来展望はひらけるか —

農的・社会・デザイン研究所 代表 蔦谷栄一

四月頃から本格審議

政府は二〇一二年九月に

食料・農業・農政審議会

(以下「農政審議会」)に基

本法検証部会(以下「検証

部会」)を設置し、翌一〇

月の一八日に第一回検証部

会をスタート。以降、検証

部会は一月二回のペースで

開催してきた。二〇一三年

の九月一一日に農政審議会

と検証部会の合同会議を開

いて、基本法の検証・見直

しについて最終とりまとめ

を了承し、農相に答申を行

なった。

これを受けた本年一月二六日に召集された通常国

会で農水省は、食料・農業・農村基本法改正案(以下「基

本法改正案」と、これに

関連して食料危機など不測

時の対応を定める新法案、スマート農業振興に向けた

新法案、農地関連法の改正

案を一括させての審議を求

めている。これら法案の審

議は二〇一四年度予算の成立後、四月頃から本格化するものと見込まれている。

基本法改正案の骨子

基本法改正案及び関係法案を現時点で筆者は入手できていないが、農相答申を受けて基本法改正案について、本だより前号のとおり、現行基本法の基本理念、

①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④その基盤としての農村の振興、の四つを、①国民一人一人の食料安全保障の確立、②環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、③食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保、④農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保、に再整理されたものが提出されよう。

関連法案を一括審議

関連法案については、一月二十五日付の日本農業新聞記事によるとその概要是以下のとおりとされる。

不測時の対応を定める新法案については、食料供給が大幅に不足する兆候があつた段階から、首相を本部長とする対策本部を設置し、出荷・販売の調整や輸入・生産の拡大を要請できま

るようになる。

農地関連法改正是農振法と農地法、農業経営基盤強化促進法を束ねて一本化する。そして農地面積目標達成に向けた措置を強化し転用手続きを厳格化する。また農地所有適格法人について農業関係者の出資割合を現行の過半から三分の一超に引き下げられるようにし、農外から資金調達しやすくする。

スマート農業振興に向けた法案は、技術の活用や、同活動への非農業者の参画促進、農村でのビジネス創出。〈その他〉としては、持続可能な農業の主流化、食料自給率目標以外の数値目標の設定等、とされているものと思料する。

適正な価格形成は先送り

認定を受けた農家や事業者に長期・低利融資などの支援措置を講じる。

基本法改正の先

農地・担い手の減少に団塊世代のリタイアを目前にして、基本法改正はいかにも力不足の感を否めない。適正な価格形成もさりながら所得補償の確立をはじめとして、日本農業の将来を確保していくためには、抜本的な見直しを避けては通れない。基本法改正の先を緊急かつ具体的に検討していいくことが必須の情勢にあるのではないか。日本農業が直面する危機は深い。

紙では、二六日の閣議後の会見で坂本農相が、生産コストを反映した農産物の適正な価格形成の仕組みについて、「法制化を含めたスケジュールは見通すこと難しい状況だ」と述べたことが報じられている。政府は昨年六月、適正な価格形成について法制化する方針を示しており、このため生産者、小売、消費者等を集めの協議会が重ねられているが、関係者の間の「認識に乖離がある」ことをその理由にあげている。

一方で一月一七日付の同紙では、二六日の閣議後の会見で坂本農相が、生産コストを反映した農産物の適正な価格形成の仕組みについて、「法制化を含めたスケジュールは見通すこと難しい状況だ」と述べたことが報じられている。政

支援の窓 「地域計画」づくりに是非ご参加ください!

1 地域計画とは

地域の農業者、幅広い関係者の協議の結果を踏まえ、市町村が令和7年3月までに、市街化区域以外の全地区について策定する、将来の地域農業の在り方と、筆ごとの予定耕作者を図示した目標地図からなる計画です。

協議は、おおむね10年後の地域の農業の方向性、守りたい農地の担い手等を、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、行っています。

2 なぜ、いま、地域計画？

これまで経験したことのない農業者の急速な高齢化が進む中、地域ごとに耕作者の今後の営農意向・後継者の確保状況等を明らかにした上で、「地域の農業を将来どうしていくか。農地をどう守り、次の世代へつないでいくか」を今考えなければ、手遅れになってしまう状況だからです。

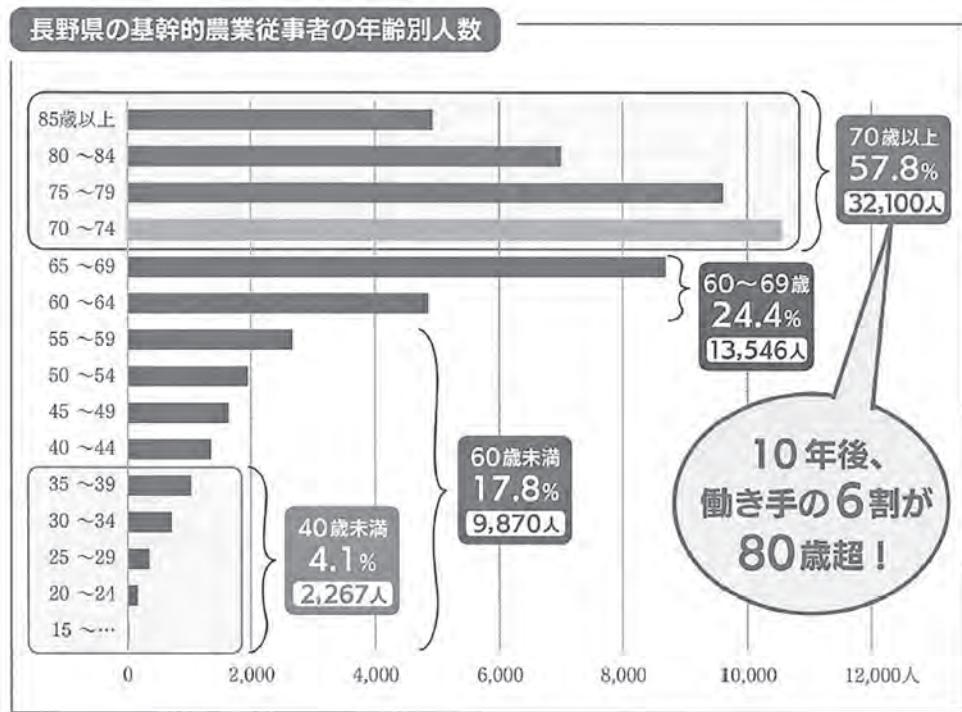
3 どうやって参画する？

①農業委員会が行う意向調査への協力、②市町村が開催する「協議の場」への出席をお願いします。特に、①更に経営面積を拡大したい方、②周辺に荒廃農地が発生し困っている方、③ほ場が分散していて集約を進めたい方、④後継候補はいるが迷いでもらうか迷っている方 等はぜひ積極的に参加いただきますようお願いします。

4 策定するメリットは

自分たちの地域の農業・農村を将来に向けどうしたいのか、何ができるのか、その方向性を地域の多くの農業者・関係者が共有する機会となることが最大のメリットです。

さらに、計画の実現等に向け、国の各種補助事業等を活用する上でも、必須要件とされたり、予算配分を受けるためのポイントの加点対象となることが見込まれています。



(長野県農政部農村振興課)